

建設工事一般競争（指名競争）

入札参加有資格者 各位

高知市総務部 契約課

令和4年度 入札・契約制度の改正等について

令和4年度に高知市が発注する建設工事等に係る入札・契約制度の改正等は、下記のとおりです。

記

制度改正の概要

■ 1 週休2日制モデル工事の試行について

建設業界では、就業者の高齢化と担い手不足が進行するなか、将来にわたり安定的に社会資本を整備及び維持していくためには、担い手の確保・育成が大きな課題となっていることから、建設業の労働環境を改善し、担い手の確保を図るための取組として、高知市が発注する建設工事において、「週休2日制モデル工事」を試行導入します。

(1) 対象工事

請負対象金額 1,000 万円以上の土木系工事（土木一式工事、水道施設工事、造園工事、舗装工事、道路照明工事等の高知県土木工事標準積算基準を主体に設計された工事）

ただし、以下のいずれかに該当する工事については対象外

- ・現場施工日数が不稼働日を含め 30 日未満の工事
- ・工期や作業工程に制約がある工事
- ・社会的要請等に早期の工事完成が必要な工事（緊急応急工事を含む）

(2) 実施方法

○発注者指定型

- ・月単位で「4週8休」の確保をするもの。
- ・労務費等の補正を行った上で発注するものとし、4週8休が確保できなかった場合は、補正分を減額変更する。

○受注者希望型

- ・受注者が月単位で「4週6休」「4週7休」「4週8休」を選択し、確保をするもの。
- ・発注段階では、労務費等の補正は行わず、工事完成時に現場の閉所状況に応じて、補正分の増額変更する。

(3) 対象工事である旨の表示

- ・特記仕様書及び入札公告にモデル工事の対象である旨を明記する。

※詳しくは、都市建設部技術監理課ホームページの「高知市「週休2日制モデル工事」試行要領」をご覧ください。

■ 2 入札時積算数量書活用方式の試行について

公共工事の品質確保に関する法律の趣旨を踏まえ、建築・建築設備工事等の請負契約締結後における積算数量に関する協議を円滑に行い、契約の適正化を図るため、国や高知県が実施している「入札時積算数量書活用方式」を試行導入します。

(1) 入札時積算数量書活用方式

入札時において発注者が示した入札時積算書の積算数量に疑義が生じた場合に、契約後に受発注者間で協議し、必要に応じて数量の訂正及び請負金額の変更を行うことを契約条項に追加し、契約の適正化及び公共建築の品質確保を図るもの。

(【概要版】建築・建築設備工事等における「入札時積算数量書活用方式」試行について)のとおり)

(2) 対象工事

○一般競争入札に付する建築・建築設備工事等

公共建築課が公共建築積算基準に基づき設計したもののうち以下の基準に該当するもの

・ 建築一式工事 5,000 万円以上

・ 電気工事, 管工事, 塗装工事, 防水工事, 解体工事 等 2,000 万円以上

(3) 対象工事である旨の表示

本方式の対象工事である旨は、入札公告に明記する。

※詳しくは、「高知市建築・建築設備工事等における入札時積算数量書活用方式試行要領」「高知市建築・建築設備工事等における入札時積算数量書活用方式運用マニュアル」をご覧ください。

■ 3 積算疑義申立手続に関する制度の見直しについて

入札のより一層の透明性・公平性・公正性を確保するため、疑義申立て制度の対象範囲の拡大及び積算疑義申立の際の事務フローの見直しを行います。

【主な改正点】

(1) 対象範囲の拡大

従来は、土木系建設工事のみであったが、これに土木系建設工事に係る測量及び土木設計の委託業務を追加する。

(2) 事務フローの見直し

① 適正な入札手続きの執行のため、積算疑義の申立期間及び金入設計書開示期間を入札後（開札前から開札後）に変更することとし、落札決定を保留して積算疑義申立手続を進める。

(「事務フロー」のとおり)

また、設計書に誤りがあった場合の判断基準を明確にすることで制度の公平性・公正性を確保する。

② 開示された金入り設計書の閲覧者について、入札参加者であることを説明する社員証等の提示を求めるものとする。

※詳しくは、「高知市建設工事等の予定価格に係る積算疑義申立手続に関する要綱」をご覧ください。

■ 4 現場代理人及び主任技術者の要件緩和について

建設業における担い手不足が深刻な状況であることを踏まえ、円滑な工事執行を図るため、建設現場における人員の効率的な配置を促すことを目的とし、現場代理人及び主任技術者の兼務要件を一部緩和します。（「現場代理人及び技術者等に関する取扱いについて」のとおり）

【主な改正点】

(1) 現場代理人の要件緩和等

① 現場代理人の兼務承認の条件として、交通規制を実施する必要がある工事については、原則兼務不可としていたが、一定の要件を満たせば兼務の申請を可能とする。

一定の要件とは、概ね 30 分以内での移動が可能であること、また、交通量や通学者が多い場所での工事又は夜間工事等、個々の施工条件を勘案し現場代理人配置の兼務を承認するかどうかの判断をする。

② 「現場代理人の兼務の取扱いについて（通知）（平成 28 年 5 月 26 日付）」における注意書きについて、高知市発注工事のものに限り兼務の申請ができるとしていたが、他機関発注の工事も一定の要件を満たせば可能とする。

(2) 主任技術者等の兼務要件緩和

建設業法施行令第 27 条第 2 項の規定により、密接な関係のある二以上の建設工事を同一の建設業者が同一の場所又は近接した場所において施工するものについては、施工管理等に支障がないと認められる場合に限り、同一の専任の主任技術者の兼務を 3 件まで認める。

また、3,500 万円以上の工事を含む場合であっても、主任技術者の兼務が認められる工事については、2 件を限度に現場代理人の兼務を認める。

■ 5 事後審査型制限付き一般競争入札の格付等級等の見直しについて

不落・不調の回避及び競争性の確保のため、建築一式工事、電気工事、管工事の格付け等級を一部見直します。（「事後審査型制限付き一般競争入札実施要領 別表」のとおり）

また、事務の効率化及び適正化を図るため、入札条件等の資格要件の審査については、落札候補者についてのみ行うこととする旨を明記し、総合評価落札方式における審査手続については、申請時における自己評価点による取扱いを明確にします。

R3年度まで	R4年度～
<p>8 入札条件等 (5)公告に示した資格要件を満たさない者が入札を行った場合、当該入札を行った者は失格とする。_____</p>	<p>8 入札条件等 (5)公告に示した資格要件を満たさない者が入札を行った場合、当該入札を行った者は失格とする。ただし、<u>資格要件の審査は、開札後に落札候補者についてのみ行う。</u></p>
<p>9 落札者の決定方法 (1) (略)総合評価落札方式においては、_____入札書記載金額が予定価格の制限の範囲内にあり、かつ、_____評価値が最も高い者を落札候補者とし、その者から徴した入札資格要件確認書類の審査の結果、入札資格要件を満たし、かつ評価値が最も高いことが認められた場合には当該落札候補者を落札者として決定し、満たしていない場合には当該落札候補者を失格とする。_____ (略)</p>	<p>9 落札者の決定方法 (1) (略)総合評価落札方式においては、<u>施工計画の評価を除き、申請時の自己評価点により仮の評価を行う。</u>入札書記載金額が予定価格の制限の範囲内にあり、かつ<u>仮の評価に基づき算出した評価値が最も高い者を落札候補者とし、その者から徴した入札資格要件確認書類の審査の結果、入札資格要件を満たし、かつ評価値が最も高いことが認められた場合には当該落札候補者を落札者として決定し、満たしていない場合には当該落札候補者を失格とする。</u>なお、<u>自己評価点を誤って申請したことが判明した場合に、申請時の自己評価点に加点する補正は行わず、減点がある場合のみ補正を行う。</u> (略)</p>

※詳しくは、「事後審査型制限付き一般競争入札実施要領」をご覧ください。

■ 6 総合評価方式の取扱い要領・評価基準の改正について

総合評価方式の一般競争入札において、取扱い要領及び総合評価基準の一部を改めます。

【主な改正点】

企業の評価

① 同一工種工事成績評定

	R3年度まで		R4年度～	
成績評定(H31以降)	75点以上有 65点未満無	1～2点	75点以上 有	1～2点
	75点以上無 65点未満有	-0.5点	70点以上 75点未満 有	0.5～1点
	上記以外	なし	上記以外	なし
直近の成績評定の最低点(前年度実績)			65点未満 有	-0.5点

70点以上の成績評定値があるものについては、評価の対象とする。65点未満の成績評定値があるものについては前年度実績において減点対象とする。

② 同一工種工事優良工事表彰

加対象期間 5年(H29～R3) ⇒ 3年(H31～R3)

	R3年度まで		R4年度～	
同一工種工事優良工事表彰(H31以降)	表彰 有	1.0又は0.5点	表彰 有(高知市)	1点
			表彰 有(他機関)	0.5点
	表彰 無	なし	表彰 無	なし

加対象とする表彰期間及び配点を見直すもの。対象範囲については、国又は高知県における優良工事表彰対象者も評価の対象に加える。

③ 男女共同参画の推進に関する表彰(平成29年度以降)又はワーク・ライフ・バランス等の推進に関する認定等

	R3年度まで		R4年度～	
次世代育成支援に関する認定等	0.5～1点	男女共同参画の推進に関する表彰(平成29年度以降)又はワーク・ライフ・バランス等の推進に関する認定等	市表彰又は認定等の取得 有	0.5～1点
男女共同参画の推進に関する表彰	0.5～1点			

「女性活躍推進法に基づく認定」を追加し、次世代育成支援に関する認定、男女共同参画の推進に関する表彰、いずれかを満たしていれば加対象とする。

技術者の評価

① 同一工種工事成績評定

	R3年度まで		R4年度～	
成績評定(H31以降)	75点以上有 65点未満無	1～2点	75点以上 有	1～2点
	75点以上無 65点未満有	-0.5点	70点以上 75点未満 有	0.5～1点
	上記以外	なし	上記以外	なし

70点以上の成績評定値があるものについては、評価の対象とする。

② 同一工種工事優良工事表彰

加対象期間 5年(H29~R3) ⇒ 3年(H31~R3)

R3年度まで			R4年度 ~	
同一工種工事優良工事表彰(H31以降)	表彰 有	1.0 又は 0.5 点	表彰 有(高知市)	1 点
			表彰 有(他機関)	0.5 点
	表彰 無	なし	表彰 無	なし

企業実績と同様の取扱いとする。

※詳しくは、「総合評価落札方式評価項目及び評価基準(標準)」「高知市総合評価落札方式評価基準に関する取扱要領」をご覧ください。

■ 7 建設工事の最低制限価格等の一部改正について

工事請負契約に係る低入札価格調査基準中央公共工事契約制度運用連絡協議会モデルの算定式が改定されたことに伴い、本市においても最低制限価格等(低入札価格調査制度においては調査基準価格)の算定方法を改正します。また、消防施設工事は、算定式②を採用しており、ごみ処理施設については、算定式③を採用しているため、運用にあわせ文言を追加します。

(「建設工事の最低制限価格の一部改正について」のとおり)

※「高知市建設工事低入札価格調査制度実施要領」もあわせて改正しています。

■ 8 建設工事に係る入札・契約手続の暫定的な措置について

建設需要の増大に伴う技術者・作業員の不足や労務単価及び資材単価の上昇等により、公共工事の不調・不落が全国的に発生している情勢を受け、平成25年12月18日(平成31年4月1日一部改正)から実施している暫定措置について、当面の間、暫定措置を継続します。

【暫定措置】

- ・事後審査型制限付き一般競争入札の対象とすることができる範囲の拡大(130万円超)(継続)
- ・事後審査型制限付き一般競争入札の入札参加資格要件の緩和(発注ランク,実績,技術者の雇用日,手持ち工事)(継続)
- ・1者による入札の執行(継続)
- ・災害復旧工事等における指名競争入札の適用範囲の拡大(新規)

(「建設工事に係る入札・契約手続の暫定的な措置について(通知)」)